

## 公益財団法人明治安田厚生事業団体力医学研究所 との取引に関する基本事項

公益財団法人明治安田厚生事業団体力医学研究所（以下、「研究所」という。）が執行する経費（研究所以外の他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、研究所内規則その他の執行ルールを遵守し、校正かつ効率的に使用しています。

これにより、社会規範、法令、研究所内規則その他執行ルール並びに下記の基本事項を遵守する者とのみ取引させていただきます。

### <基本事項>

1. 次の不適切な取引を行わないこと。
  - ・ 預り金（研究所の経理担当者が了解する前金を除く）
  - ・ 支払期日の不明確な取引
  - ・ 取引事実と異なる書類の提出
  - ・ 将来の売買を前提とした貸出（研究所経理担当者の了解を得たものを除く）
  - ・ その他、社会通念上不正と考えられる取引
2. 研究所の職員から不適切な取引を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口連絡すること。
3. 次の取引を行う場合は、事前に研究所の経理担当者の了解を得ること。
  - ・ 物品等の貸出
  - ・ 物品の無償提供（宣伝用物品または記念品であって、広く一般に配布するものは除く）
4. 研究所が不適切な取引の事実関係を調査する場合には、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは提供すること。